

日液協第29～50号
平成29年11月27日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

平成29年度METI・ガス安全室立入検査結果（第2四半期分）について
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年度の立入検査（第2四半期分）の結果が11月24日付け
でHP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、担当官による口頭注意3件とな
っております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営
業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため
適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2017/12/291124-1.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、北邨、橋本）

平成29年度立入検査等の結果について(第2四半期分)

1. 立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	平成29年7月7日	伊藤忠エネクスホームライフ西日本株式会社	倉敷営業所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
2	平成29年7月19日	全農エネルギー株式会社	JAクミアイロパン柳井販売所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ・他の保安機関の保安業務資格者を緊急時対応業務に就かせる場合には、その者の業務に支障ない範囲内で時間を定め、明文化する等して適切な管理を行うこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
3	平成29年8月17日	株式会社サイサン	佐野営業所	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○保安業務規程について ・供給設備点検に係る規定の記述に誤記があったため、修正すること。 ○バルク供給について ・バルク貯槽の安全弁の検査について、期限管理を適正に行うこと。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
4	平成29年8月21日	上原成商事株式会社	エネルギー特約店部液化ガス大阪支店	指摘あり	担当官による口頭注意	次の事項が確認されたことから、当該事項について改善するよう口頭注意を行った。 ○保安業務の受委託契約関係 ・保安業務に係る委託契約書において、緊急措置に係る規定には、「災害が発生するおそれのある場合にあっては、一般消費者等にも連絡する事項」を記入すること。 ・保安業務に係る委託契約書において、保安業務の報告期限日に日付を記入すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
5	平成29年9月20日	株式会社エネサンス関東	飯能営業所	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
6	平成29年9月26日	マルハ運輸株式会社	多摩LPガス供給センター	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

2. その他行政指導等の結果

該当なし

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし: 法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり: 法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり: 文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり: 行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)